

産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

～公務編～のご紹介

第4回 あおもり循環型社会推進協議会の事例

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務(上下水道業を含む。)を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和4年3月)

第4回は、事例集の中からあおもり循環型社会推進協議会の取組事例を一部抜粋し掲載します。

あおもり循環型社会推進協議会は令和2年8月より電子マニフェストの団体加入の仕組みを活用し、協議会の会員が無料で電子マニフェストを利用できる仕組みを構築している。

1 取組みの概要、実績

○ 協議会の概要

- ・132の事業者、民間団体、行政(県と県内市町村)により構成される組織(令和4年1月現在)
- ・年会費:1口10,000円
- ・廃棄物の不法投棄の未然防止やリサイクルの推進等に協働して、主に次の事業に取り組む

① 不法投棄防止撤去推進キャンペーン

廃棄物の不法投棄防止について意識啓発を図るため、地域住民、地元自治体及び関係団体の参加・協力を得て不法投棄廃棄物の撤去作業を行う不法投棄防止撤去推進キャンペーンを実施。撤去作業終了後は、不法投棄再発防止と意識啓発を目的に不法投棄監視区域である旨の「看板」を設置。

② 広報事業

不法投棄防止の呼び掛けをテレビCMやラジオCMによる放映・放送、市営バス等への車体広告の掲載、巡回バスへの広告掲載、ホームページによる広報等

③ 産業廃棄物リサイクル推進事業

青森県と共催で産業廃棄物のリサイクル等に関する3R推進啓発セミナーを開催

④ 環境学習支援事業

青森県産業資源循環協会青年部会と共催で、小学生を対象に、「古紙シュレッダー」又は「木くず破砕機」による実演、環境クイズ、古紙リサイクルに関するDVDの視聴などを実施

○ 会員へ無料で電子マニフェストを利用できる環境を提供

- ・令和2年8月よりマニフェスト登録件数が少ない排出事業者向けの加入体系である「団体加入(C料金)」の仕組み^{*1}を利用し、協議会が利用代表者となって、1会員あたり年間200件までの電子マニフェスト使用料を協議会が負担することにより、会員が年間200件まで電子マニフェストを無料で利用できる環境を構築し、会員に提供。
- ・JWセンターが規定する団体加入の条件として加入者(排出事業者)が30者以上^{*2}あることを満たす必要があったため、条件を満たした令和3年2月に団体加入。

※1 「団体加入」とは、「排出事業者が20者以上集まって加入する」、「利用代表者が団体で加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡先は利用代表者とする」という条件を満たした場合に適用が可能となる電子マニフェストの料金体系である。年額の基本料が110円(5件までは使用料が無料、6件からは1件当たりの使用料が22円)となるため、マニフェスト登録件数が少ない排出事業者に適している。(令和4年4月以降の団体加入の仕組み)

※2 協議会が団体加入を行った令和3年2月の時点では、団体加入の条件となる排出事業者数は「30者以上」であったが、令和4年4月以降は「20者以上」に改定される。

- ・協議会の会員数は132。このうち、協議会が提供する仕組みにより電子マニフェストに加入したのは45団体、57加入。県内の全市町村（40市町村）が協議会員となっているが、このうち13市町村がこの仕組みにより電子マニフェストに加入。（令和4年1月26日現在）
- ・団体加入を利用する協議会員には、電子マニフェストの導入手順をまとめた独自のマニュアルを配布。このマニュアルは、協議会が、試みに電子マニフェストに先行して加入し、会員が電子マニフェストに加入する際に戸惑う可能性がある事項を洗い出した上で、要点として取りまとめたもの。

2 取組みを始めたきっかけ

- ・電子マニフェストを使用することは産業廃棄物の適正処理を推進することにつながると考え、また、協議会の活動を推進するためには新規会員の確保が重要な課題であったため、協議会の会員が無料で電子マニフェストを利用できるサービスを提供することにより、これまで協議会に入会していなかった民間企業等の協議会への入会を促す目的で取組みを始めた。協議会としては、電子マニフェストの普及促進は、新規会員の確保及び産業廃棄物の適正処理の双方につながると考えて、この取組みを実施。

3 取組みを進めるにあたり苦労したこと

- ・電子マニフェストの団体加入を利用するためには、加入者（排出事業者）が30者以上あること（取組みに着手した令和2年8月より加入手続きを行った令和3年2月当時。令和4年4月より加入規約が「20者以上あること」に改定）を満たす必要があった。会員の電子マニフェスト加入希望者を30者以上とするのに、約6ヶ月を要したため、募集開始当初に申し込んだ一部の会員からは早期の電子マニフェスト使用開始の要望も寄せられ、

30者が揃うまで長期間（6ヶ月程度）待たせてしまった。

4 取組みの効果

- ・これまでに主に民間企業27事業者が電子マニフェストを利用したいということを理由に協議会に新たに入会しており、電子マニフェスト普及促進の取組みは協議会の新規会員の確保に寄与。
- ・県内の40市町村のうち、13市町村が協議会の仕組みにより電子マニフェストに加入しており、市町村の電子マニフェストの加入の促進に効果があった。
- ・協議会の電子マニフェスト普及促進の取組みにより、これまで電子マニフェストを利用していなかった協議会員の委託先の処理業者への電子マニフェスト利用促進の効果が見られた。
- ・電子マニフェストには興味はあるが、どのようにしたら良いかが分からないという排出事業者に対して、協議会が電子マニフェストを容易に導入できるような環境を設けたことで、電子マニフェストを導入するきっかけを作ることができ、また、県内の身近なところに電子マニフェストの導入を相談できる機関ができたことにより、電子マニフェスト導入を開始する際の敷居が低くなったと考えられる。
- ・現在、紙マニフェストを使用しており、特に困っていない、特に問題は生じていないという排出事業者に対して、電子マニフェストを導入した場合のメリットを伝えることができ、電子マニフェストの導入を検討するきっかけを作ることができたと考えられる。



図 団体加入に関するリーフレット